

国自安第74号

国自貨第78号

国自整第68号

平成21年 9月29日

一部改正 平成22年12月15日

一部改正 平成25年 9月17日

各地方運輸局(関東・近畿除く)自動車交通部長 殿

(関東・近畿)運輸局自動車監査指導部長 殿

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

自動車局技術安全部整備課長

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の細部取扱いについて

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準については、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「局長通達」という。)において示されているところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行う際は、本取扱いにより適切に処理することとされたい。

なお、「「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」(平成16年6月30日付け国自総第121号、国自貨第30号、国自整第38号。以下「平成16年通達」という。)は、廃止する。

記

1 用語の定義

この通達で用いる用語については、局長通達に定めるところによるものとする。

2 局長通達1通則関係

- (1) 局長通達1 (1) の勧告又は警告を行うときは、「勧告書」又は「警告書」を発出するものとする。この場合において、「警告書」は「勧告書」より厳しい文書表現とする。
- (2) 局長通達1 (5) の貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会については自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長、自動車交通部次長、自動車監査指導部次長、自動車技術安全部次長、担当課長、担当課長補佐、担当専門官及び担当係長等により地方運輸局の実情に応じて構成するものとし、その設置要領については地方運輸局において作成するものとする。
- (3) 局長通達1 (5) の貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会は、違反行為ごとの日車数の決定等について、その議に付すものとする。
- (4) 局長通達1 (6) の措置に当たっては、原則として、違反行為に係る営業所の所長を同席させるものとし、事業者に対して、事業の改善状況について報告するよう指導するものとする。
- (5) 局長通達1 (9) の「事業の全部若しくは一部の譲渡」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第30条第1項又は第35条第8項の規定による認可又は届出を要する一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（以下「運送事業」という。）の事業の譲渡のほか、運送事業の事業目的のために組織化され、有機的一体として機能する事業用自動車等の財産（荷主関係、運転者との雇用関係その他経済的価値のある事実を含む。以下同じ。）を譲渡することにより、実質的に運送事業を譲渡した場合を含むものとする。
- (6) (5) の実質的に運送事業を譲渡した場合における局長通達1 (9) の「継続性及び同一性を有すると認められるもの」は、次の①又は②の基準を参考とし、かつ、資本及び役員の実態を勘案して判断するものとする。
 - ① 譲渡人の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね2分の1以上が譲受人（2以上の譲受人があるときは、当該2以上の譲受人）に譲渡されていると認められる場合
 - ② 譲受人（2以上の譲受人があるときは、それぞれの譲受人）の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね2分の1以上が譲渡人から譲渡されていると認められる場合

3 局長通達3 違反点数制度関係

- (1) 局長通達3 (1) 中「10日車までごとに1点」とは、例えば、51日車は60日車として6点を付与するものである。
- (2) 局長通達3 (4) ②中「所要の措置」とは、局長通達1 (6) による措置その他行政処分に際して受けた指導内容に係る措置をいう。
- (3) 2 (5) 及び(6) の規定は、局長通達3 (7) の「事業の全部若しくは一部の譲渡」について準用する。

4 局長通達4 自動車等の使用停止処分関係

- (1) 局長通達1 (9) を適用して局長通達4 (1) の自動車等の使用停止処分を行う場合は、事前に本省自動車局安全政策課及び貨物課に連絡するものとする。
- (2) 局長通達4 (1) の自動車等の使用停止処分を行うときは、「自動車等の使用停止及び附帯命令書」を発出するものとする。
- (3) 局長通達4 (2) の自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車（以下「停止対象事業用自動車」という。）の決定は、以下の①、②、③に基づき決定し、違反事業者に対して停止対象事業用自動車の指定を行うものとする。

なお、停止対象事業用自動車の指定は、①、②、③の順に該当する車両を指定するものとする。

 - ①違反事業者の違反営業所等の違反車両
 - ②違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月及び最大積載量が同等の車両
 - ③違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、行政処分の実効性が確保できないものとして、地方運輸局に置く貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会で決定した車両
- (4) 局長通達4 (3) の自動車等の使用停止処分を行う期間の時期指定については、違反事業者に対して速やかに行うものとする。

5 局長通達5 事業停止処分関係

- (1) 局長通達5 の事業停止処分を行う場合は、事前に本省自動車局安全政策課及び貨物課に連絡するものとする。
- (2) 局長通達5 (1) ①の「著しく遵守されていない」とは、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1365号。以下「告示」という。)の未遵守が1ヶ月間で計31件以上あった運転者が3名以上確認され、かつ、過半数の運転者について告示に規定する拘束時間の未遵守が確認された場合をいう。
- (3) 局長通達5 (1) ②の「点呼を全く実施していない」とは、事業用自動車の日常点検の実施又は確認の報告、酒気帯びの有無及び健康状態の確認並びに事業用自動車、道路及び運行状況の報告等乗務前及び乗務後の点呼並びに乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務における当該乗務の途中における点呼において実施すべき点呼項目が全く実施されていない場合をいう。
- (4) 局長通達5 (1) ④の「整備管理者が全く不在(選任なし)」とは、監査時において、特段の理由(整備管理者の急死、急病等)もなく選任を怠っていた場合をいう。
- (5) 局長通達5 (5) ⑤の「運行管理者が全く不在(選任なし)」とは、監査時において、特段の理由(運行管理者の急死、急病等)もなく選任を怠っていた場合をいう。
- (6) 局長通達5 (2) 表中③の「累積点数が51点以上80点以下となった場合」には、局長通達3 (4)、(6) 又は(7) により累積点数が既に51点以上であ

る事業者が、さらに当該管轄区域内の営業所に違反点数を付される場合も含まれるものとして取り扱う。

(7) 局長通達5の事業停止処分を行うときは、「事業の停止及び附帯命令書」を発出するものとする。

(8) 局長通達5の規定により事業停止期間が3日間となる場合にあっては、原則として、土曜日、日曜日、祝日、休日その他当該処分を受ける事業者が通常事業活動を行っていない日を含まないよう事業停止期間を設定するものとする。

(9) 局長通達5(4)の「関係行為」とは、次に掲げる行為をいう。

① 貨物自動車利用運送

② 貨物自動車運送事業用施設において当該事業者の他の営業所に所属する事業用自動車を使用して行う貨物の取扱い

(10) 局長通達5(10)の規定により7日間の事業停止処分をした後で、局長通達5(8)に該当することが判明した場合には、更に同項の規定により事業停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「14日間」とあるのは、「7日間」とする。

(11) 局長通達5(12)の規定により3日間の事業停止処分をした後で、局長通達5(8)に該当することが判明した場合には、更に同項の規定により事業停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「14日間」とあるのは、「11日間」とする。

(12) 局長通達5(11)の規定により3日間の事業停止処分をした後で、局長通達5(9)に該当することが判明した場合には、更に同項の規定により事業停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「7日間」とあるのは、「4日間」とする。

(13) 局長通達5(12)の規定により3日間の事業停止処分をした後で、局長通達5(10)に該当することが判明した場合には、更に同項の規定により事業停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「7日間」とあるのは、「4日間」とする。

6 局長通達6許可の取消処分関係

(1) 局長通達6(1)の許可の取消処分(所在不明事業者及び運輸開始の期限条件違反に係るものを除く。)を行う場合は、事前に本省自動車局安全政策課及び貨物課に連絡するものとする。

(2) 局長通達6(1)①の「事業停止処分を過去2年間に3回受けていた事業者」については、局長通達6(2)①の規定により合併前の法人が受けていた行政処分が合併後の法人が受けたものとして取り扱われる場合には、「3回」とあるのは、「4回」とする。

(3) 局長通達6(1)②の「累積点数が81点以上となった場合」には、局長通達3(6)の規定により累積点数が既に81点以上である事業者が、さらに当該管轄区域内の営業所に違反点数を付される場合も含まれるものとして取り扱う。

(4) 2(5)及び(6)の規定は、局長通達6(2)②の「事業の全部若しくは一

部譲渡」について準用する。

7 局長通達7行政処分等又は命令の公表関係

(1) 本省自動車局及び地方運輸局は、行政処分等（勧告を除く。以下同じ。）又は命令を行った場合は、当該行政処分等又は命令について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- ① 行政処分等又は命令の年月日
- ② 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置（番地まで）
- ③ 当該行政処分等又は命令に係る営業所の名称及び位置（番地まで）
- ④ 行政処分等又は命令の内容
- ⑤ 主な違反条項
- ⑥ 監査実施の端緒及び違反行為の概要
- ⑦ 当該行政処分により当該事業者が付された違反点数及び当該管轄区域に係る事業者の累積点数

(2) 地方運輸局においては、事業停止処分、許可の取消処分のほか、社会的な関心が高いと認められる行政処分等については、その都度、報道機関等へ（1）①から⑦までの内容を記載した資料を提供するとともに、局報及びホームページに掲載するものとする。

(3) 本省自動車局は、毎月、その前月に行った行政処分等又は命令について、（1）①から⑦までの項目をホームページで公表するものとする。

また、各運輸局等においても、これらの情報を本省自動車局のホームページからリンクして公表するものとする。

(4) ホームページの掲載は、掲載を行った月から3年間継続して行うものとする。

(5) 地方運輸局は、3月ごとに、当該管轄区域に係る累積点数が21点以上の事業者について、事業者名、累積点数及び主な違反行為を報道機関等への資料提供並びに局報及びホームページへの掲載により公表するものとする。

(6) 本省自動車局は、6月ごとに、累積点数が21点以上の事業者について、管轄区域別に、累積点数ごとの事業者数を報道機関等への資料提供及びホームページへの掲載により公表するものとする。

8 過積載違反に係る行政処分の具体的適用

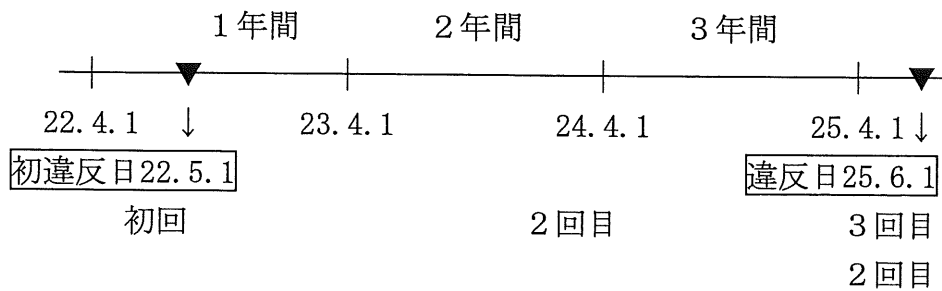
過積載違反（過積載による運送の引受けに係る違反行為をいう。以下同じ。）に係る基準日車等の適用については、違反日順に、違反回数及び違反の程度に対応した基準日車等を適用することを原則とし、過積載違反に係る輸送の安全確保命令及び特別監査については、処分日順に、処分回数に応じて実施することを原則とし、次の例により行うものとする。

- ① 初回の過積載違反の程度が5割未満であれば、10日車×違反車両数、2回目
が5割以上10割未満であれば、40日車×違反車両数、3回目が10割以上で
あれば、120日車×違反車両数とする。
- ② 3回目を超える過積載違反に係る基準日車等は、累違反の基準日車等を適用す

るものとする。

- ③ 過積載違反の違反回数のカウント（初回、2回、3回・・・）は、違反日からさかのぼって3年以内の回数とする。

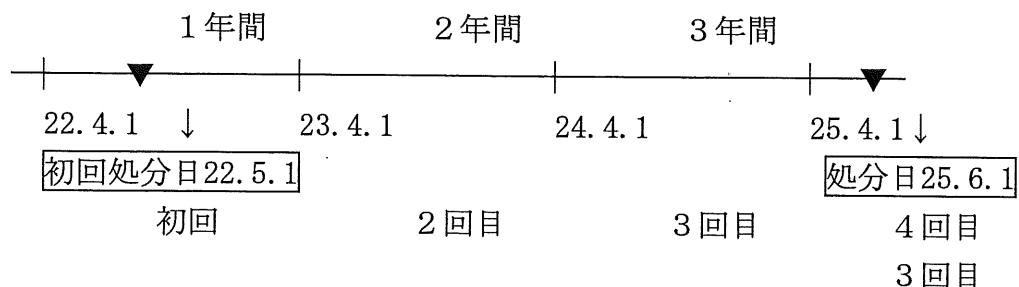
（例）



平成25年6月1日の過積載違反は、初違反日から数えると3回目であるが、初違反日から3年以上経過しているため、2回目として再違反の基準日車等を適用する。

- ④ 過積載違反の処分回数のカウント（初回、2回、3回・・・）は、処分日からさかのぼって3年以内の回数とする。

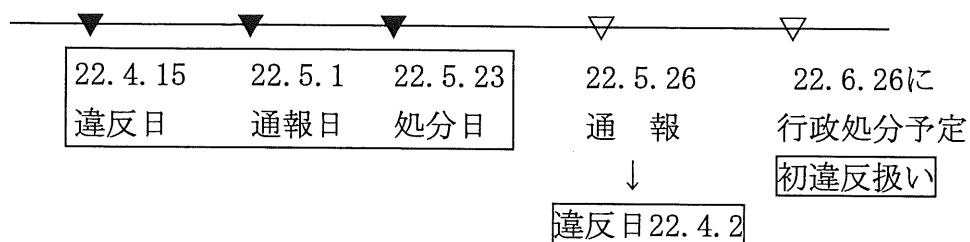
（例）



平成25年6月1日の行政処分は、初回処分日から数えると4回目であるが、初回処分日から3年以上経過しているため、3回目としてカウントし、行政処分と併せて輸送の安全確保命令を行う。

- ⑤ 稀なケースとして、過去に過積載違反に係る行政処分を受けた事業者について、都道府県公安委員会から運輸支局に対し、前回行政処分を行った過積載違反よりも前に行われた過積載違反に係る道路交通法第108条の34の規定に基づく通報が行われることがあるが、この場合は、基準日車等については初違反のものを適用し、処分回数については2回目として扱う。

（例）

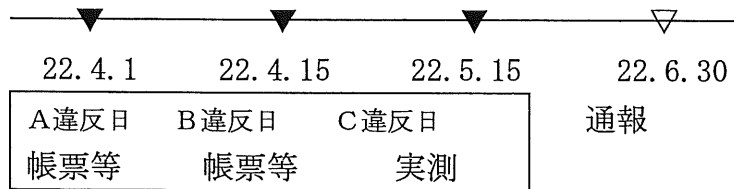


平成22年6月26日に、初違反日（22.4.15）より以前の違反日（22.4.2）の違反行為について行政処分を行う場合の例。

- ⑥ 道路交通法第108条の34の規定により、都道府県公安委員会から一度に多数の通報があるような場合は、下記の例のとおり違反日により、それぞれの基準

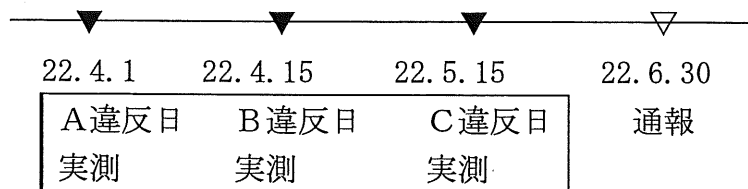
日車等を適用することとする。

(例 1：通報中最後が実測)



3 件中最後が実測（A違反日（22. 4. 1）、B違反日（22. 4. 15）、C違反日（22. 5. 15）の過積載違反）について一度にまとめて通報があった場合、A違反日及びB違反日の過積載違反には、それぞれ初違反の基準日車等を、C違反日の過積載違反には再違反の基準日車等を適用する。

(例 2：通報全てが実測)

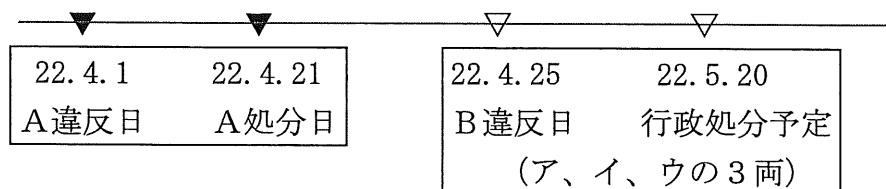


実測による 3 件（A違反日（22. 4. 1）、B違反日（22. 4. 15）、C違反日（22. 5. 15）の過積載違反）について一度にまとめて通報があった場合、A違反日の過積載違反には初違反の基準日車等を、B違反日の過積載違反には再違反の基準日車等を、C違反日の過積載違反には累違反の基準日車等を適用する。

なお、例 1、例 2 以外の通報があった場合には、例 1、例 2 を参考に日車数を計算したものを貨物自動車運送事業関係処分審査委員会の議に付して決定することとする。

また、都道府県警察本部等からの検挙通報で、違反日が同一の複数の違反車両の通報があった場合の基準日車等は、下記の例のとおり当該違反回数それぞれの違反程度に応じた基準日車等×違反車両数とする。

(例)



A違反日（22. 4. 1）の過積載違反について行政処分を受けた事業者に対し、B違反日（22. 4. 25）の車両ア、イ、ウに係る過積載違反について行政処分

違反年月日	違反の程度	基準日車等
ア 22. 4. 25	5 割未満	2 0 日車
イ 22. 4. 25	5 割以上 1 0 割未満	4 0 日車
ウ 22. 4. 25	1 0 割以上	6 0 日車

- ⑦ 過積載違反に係る 3 回目以降の行政処分を行う場合にあっては、併せて、輸送の安全確保命令を行うものとする。

また、過積載違反に係る３回目以降の行政処分の日から１年以内に過積載違反輸送が行われた場合は、特別監査を行うものとする。

附 則

- １ この通達は、平成２１年１０月１日から施行する。
- ２ ６(６)、(７)及び(９)の規定は、この通達の施行後に違反行為があったものについて適用し、この通達の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成１６年通達の規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成２２年１２月１５日 国自安第１０４号、国自貨第１０７号、国自整第９９号 一部改正）

この通達は、平成２３年４月１日より施行する

附 則（平成２５年９月１７日 国自安第１４５号、国自貨第５７号、国自整第１６８号 一部改正）

- １ この通達は、平成２５年１１月１日から施行する。
- ２ 局長通達附則２に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合は、なお従前の例による。